

★雇用調整助成金制度

【中小企業緊急雇用安定助成金の拡充概要】

①支給要件:中小企業であって、

ア.最近3ヶ月の生産数量がその直前3ヶ月又は前年同期で減少

イ.前期決算等の経常利益が赤字であること(生産数量が5%以上減少している場合は不要)

②助成率:休業、教育訓練、出向 手当等の4/5(上限あり)

教育訓練費 1人1日6,000円

③支給限度日数:3年間で300日(1年間200日)

④対象労働者:雇用保険被保険者として6ヶ月以上継続して雇用されている者に加え、

被保険者期間が6ヶ月未満の者、又は6ヶ月以上雇用されている被保険者以外の者も対象

(12月9日より遡及適用)

⑤短時間休業:対象労働者ごとに時間単位での休業を認める

【雇用調整助成金の拡充概要】

①支給要件:最近3ヶ月の生産数量が直前3ヶ月又は前年同期比で5%以上減少

②助成率:休業、教育訓練、出向 手当等の2/3(上限あり)

教育訓練費 1人1日1,200円

③支給限度日数 3年間で300日(1年間200日)

対象労働者、短時間休業は中小企業緊急雇用安定助成金の④⑤と同内容